



# 日常生活自立支援事業の概要と 支援の現状

ふれあいネットワーク

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
地域福祉部

# 1. 事業創設の背景と社会福祉法への位置づけ

判断能力が不十分な者の増大  
(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)

- 福祉サービスを十分に活用できない
- 身の回りのことや金銭管理ができない
- 家庭や施設での虐待、経済侵害等の権利侵害

社会福祉基礎構造改革  
自己決定の尊重  
自らの選択、契約

本人の立場に立って、適切な福祉サービスの利用を援助するとともに、必要に応じて日常生活上の金銭管理等の直接的なサービスをあわせて提供する支援システムが必要

## 社会福祉法第2条 福祉サービス利用援助事業

精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。

(第81条)都道府県社会福祉協議会は、第一百条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

## 2. 日常生活自立支援事業の沿革

制度創設前	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都社会福祉協議会「権利擁護センターすてっぷ」(平成3年)</li> <li>○ 品川区社会福祉協議会「さわやかサービス」(平成4年)</li> <li>○ 大阪府社会福祉協議会「大阪後見支援センター」(平成9年)</li> </ul>
平成10年 (1998年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会(中間まとめ) 「措置制度から利用制度へ」と移行するなかで、適切なサービス利用を可能とする制度の必要性を指摘</li> </ul>
平成11年 (1999年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>地域福祉権利擁護事業の開始(国庫補助)10月～</b> <b>全国どこでも援助を受けられる体制整備が求められたことから、全国的なネットワークを有する都道府県社会福祉協議会を実施主体とした。</b></li> </ul>
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉法の施行 「福祉サービス利用援助事業」を第二種社会福祉事業に規定(法第2条第3項12)</li> <li>○ 成年後見制度の開始</li> </ul>
平成14年 (2002年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 援助内容・方法の明確化 「<b>日常的金銭管理</b>」を明記。援助方法の基本を「<b>情報提供、助言、契約・利用手続の同行又は代行</b>」とし、「<b>法律行為に関する事務の代理による援助</b>」は<b>契約締結審査会の審査事項</b>に。</li> <li>○ 対象者規定の整理、拡大</li> </ul>
平成15年 (2003年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の実施主体を都道府県社協から都道府県・指定都市社協に拡大</li> </ul>
平成19年 (2007年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業の名称を<b>日常生活自立支援事業</b>に変更</li> <li>○ 援助内容の明確化「<b>定期的な訪問による生活変化の察知</b>」を明記</li> <li>○ 相談体制の強化 <b>専門員の資格要件(社会福祉士・精神保健福祉士)、研修受講等の原則化</b></li> </ul>
平成27年 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活困窮者自立支援制度の施行 事業費等補助金において「その他」事業に位置づけ</li> <li>○ 国庫補助に関する補助基準額の導入 利用契約者1人・1月当たりの算定額6,600円、生活保護受給者1人・1月当たり利用料2,500円</li> </ul>
平成28年 (2016年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律(4月15日公布、5月13日施行)</li> </ul>
平成31年 (2019年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国庫補助に関する補助基準単価の改定 利用契約者1人・1月当たりの算定額7,900円、生活保護受給者1人・1月当たり利用料3,000円</li> </ul>

### 3. 日常生活自立支援事業の対象と援助内容

#### 援助対象

- 判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）
  - 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方
- 認知症の診断や障害者手帳を要件としていない。
  - 本事業の契約能力や契約意思については、契約前の面談で行う「契約締結判定ガイドライン」により確認する。

### 3. 日常生活自立支援事業の対象と援助内容

#### 援助の内容

#### 福祉サービスの 利用援助

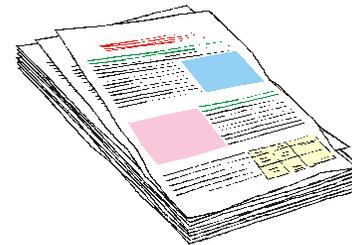
- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

#### 日常的金銭管理 サービス

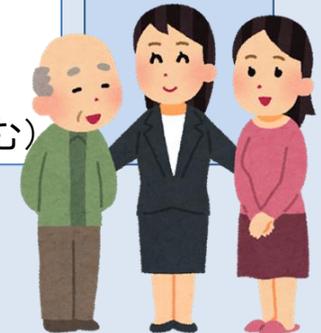
- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預入の預け入れの手続き

#### 書類等の預かり サービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書
  - ② 預貯金の通帳
  - ③ 権利証
  - ④ 契約書類
  - ⑤ 保険証書
  - ⑥ 実印・銀行印
  - ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類(カードを含む)



定期的な訪問による生活変化の察知  
《見守り》



具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施。  
(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

# 日常生活自立支援事業と法定後見制度の違い

日常生活自立支援事業	法定後見制度
<p>社会福祉協議会と契約して利用するサービス（<u>契約の意味、内容を理解できることが必要</u>）</p>	<p>家庭裁判所の審判によるもの（<u>契約の意味、内容を理解できなくても活用が可能</u>）</p>
<p>福祉サービスの利用援助、書類預かり、日常金銭管理がサービスの内容（<u>代理権の範囲は本人が指定した金融機関口座の払い戻し手続き等に限定。取消は不可</u>）</p>	<p>身上監護、財産管理を行う判断能力の程度により類型（補助・保佐・後見）が決まり、後見人等の権限によって<u>代理や取消ができる</u></p>
<p>本人の居場所は<u>在宅が基本となっている場合が多い。（実施主体によっては、施設や病院に入所・入院している場合も利用可能。）</u> <u>本人の意思でサービスを終了することができる</u></p>	<p>在宅に限らず、<u>居場所が変わっても後見人による支援が見込める</u> <u>判断能力の回復が無い限り、亡くなるまで制度活用をすることとなる</u></p>
<p><u>実施主体によって利用料が決まっている</u></p>	<p><u>本人の財産、後見人の業務の内容によって後見人の報酬は家庭裁判所が決定する</u></p>

# 4. 日常生活自立支援事業の基本的な仕組み

## 都道府県・指定都市社協

関係機関  
連絡会議

契約締結  
審査会

- ・ 相談業務
- ・ 契約締結審査会の運営
- ・ 運営適正化委員会(運営監視合議体)への報告
- ・ 関係機関連絡会の運営
- ・ 調査研究
- ・ 広報啓発
- ・ 委託市区町村社協への援助、指導、監督

運営適正化  
委員会

援助、指導、  
監督

一部業務委託

相談(困難  
事例)、報告

調査解決

日常生活自立支援事業  
に関する苦情申し立て

基幹的社協  
(市区町村社協等)

- ・ 相談
- ・ 利用申請の受付と判断能力の確認
- ・ 支援計画の策定
- ・ 契約の締結
- ・ 専門員、生活支援員の配置によるサービス提供

専門員

生活支援員

申請相談

契約締結

契約締結

本人

家族・親族・関係者

サービス提供

【出所】「日常生活自立支援事業推進マニュアル」(全社協)

※契約については、本人-基幹的社協の2者契約の場合と都道府県社協を含めた3者契約の場合がある。

# 5. 日常生活自立支援事業の担い手と役割、援助のプロセスについて



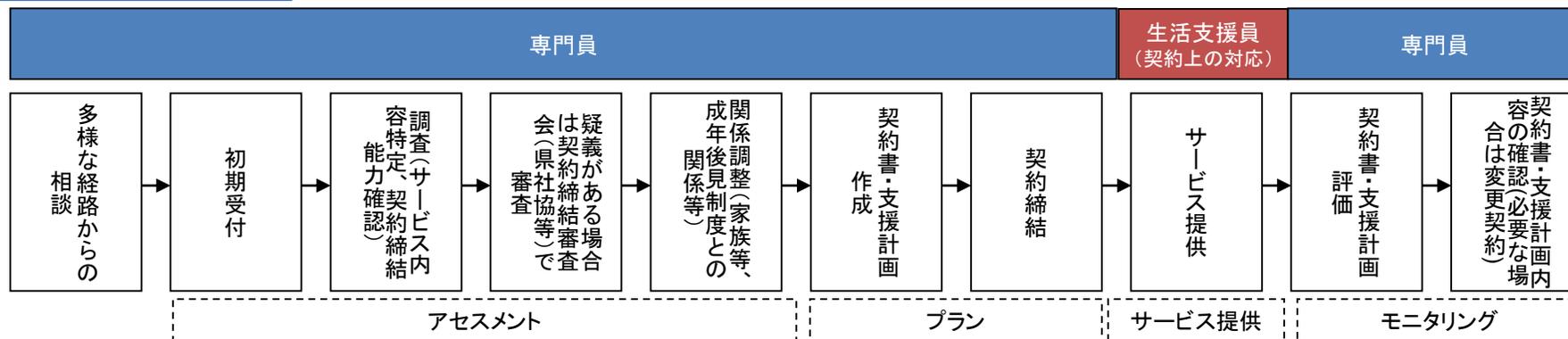
## 担い手と役割

- 1,539箇所の基幹的社協等に3,544人の**専門員**と16,333人の**生活支援員**を配置。  
(令和2年3月末現在)
- **専門員**は、相談の受付、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約締結業務、生活支援員の指導等を行う。
- **生活支援員**は、専門員の指示を受け具体的な援助を提供する。

## 援助の方法（基本方針）

- 「相談・助言・情報提供」「連絡調整」を中心に、利用者が自ら各種手続きを行えるよう援助する。
- 必要に応じて「代行」「代理」による援助を行う。「代理権」の範囲は限定的なものとして、利用者の実施主体の間で交わす契約書に定める。(契約締結審査会に諮り慎重に対応する)

## 援助のプロセス

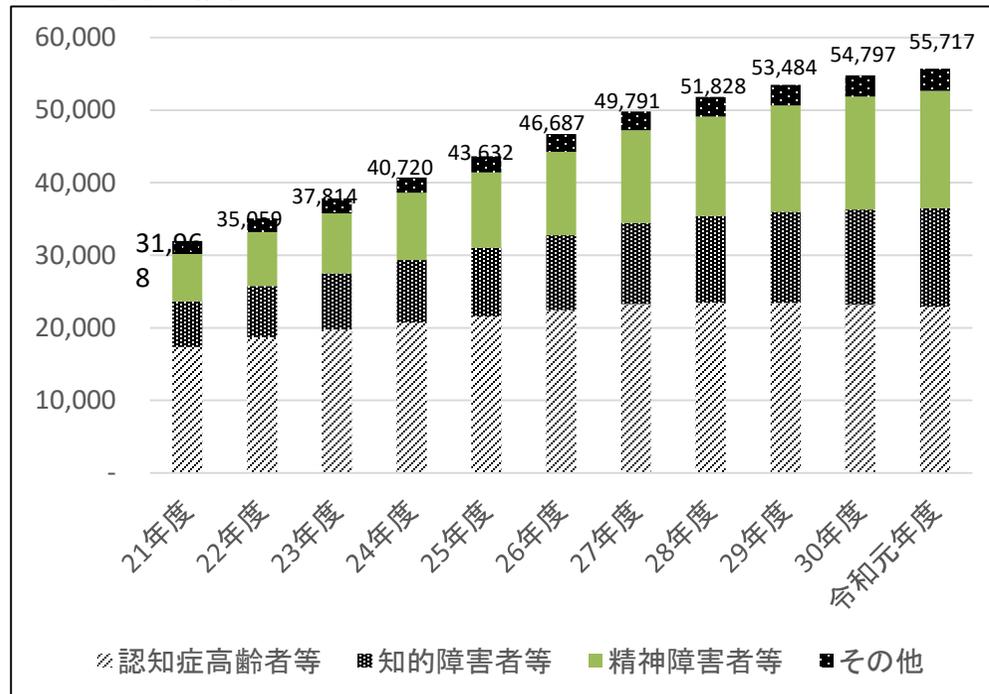


\* 介護保険法、障害者総合支援法のケアマネジメントと同様のプロセス

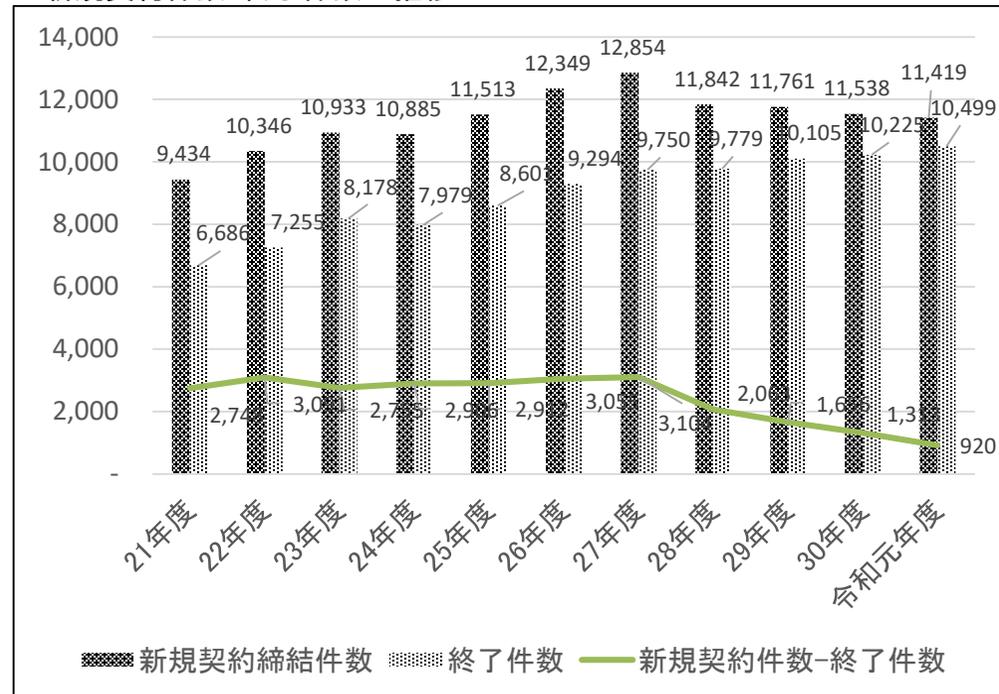
## 6. 日常生活自立支援事業の契約件数等の推移

- 令和元年度は年間の間合せ・相談件数が2,128,325件、新規契約件数は11,419件、令和2年3月末現在の実利用者数は55,717人となっている。
- 利用者の内訳では、引き続き精神障害者の割合が増加傾向。
- 1年間の新規契約件数は、平成28年度以降減少傾向にあり、終了件数の増加と相まって実利用者の伸びは鈍化している。

実利用者数の推移



新規契約件数・終了件数の推移





## 問合せ・相談件数

	令和元年度 累計		平成30年度 累計		R1-H30年度比	
	増減	増減率	増減	増減率	増減	増減率
問合せ・相談件数	2,128,325	100.0%	2,079,178	100.0%	▲ 49,147	▲ 2.4%
認知症高齢者等	752,994	35.4%	768,708	37.0%	▲ 15,714	▲ 2.0%
知的障害者等	519,065	24.4%	495,215	23.8%	▲ 23,850	▲ 4.8%
精神障害者等	708,289	33.3%	675,373	32.5%	▲ 32,916	▲ 4.9%
不明	114,345	5.4%	102,016	4.9%	▲ 12,329	▲ 12.1%
本事業以外の相談	33,632	1.6%	37,866	1.8%	▲ 4,234	▲ 11.2%
(再掲)初回相談件数	(33,649)	(1.6%)	(36,341)	(1.7%)	▲ 2,692	▲ 7.4%

## 基幹的社協、専門員、生活支援員の状況

	令和元年度	平成30年度	R1-H30年度比	
			増減	増減率
基幹的社協数	1,539	1,435	104	7.2%
専門員数	3,544	3,194	350	11.0%
生活支援員数	16,333	15,905	428	2.7%

※R2年3月末時点

## 新規契約件数

	令和元年度 累計		生活保護受給者 (再掲)と内訳 (%は累計に占める割合)		平成30年度 累計		R1-H30年度比	
	増減	増減率	増減	増減率	増減	増減率	増減	増減率
新規契約締結件数	11,419	100.0%	(5,052)	(44.2%)	11,538	100.0%	▲ 119	▲ 1.0%
認知症高齢者等	6,263	54.8%	(2,458)	(39.2%)	6,291	54.5%	▲ 28	▲ 0.4%
知的障害者等	1,738	15.2%	(568)	(32.7%)	1,838	15.9%	▲ 100	▲ 5.4%
精神障害者等	2,839	24.9%	(1,533)	(54.0%)	2,817	24.4%	▲ 22	0.8%
その他	579	5.1%	(493)	(85.1%)	592	5.1%	▲ 13	▲ 2.2%
(再掲)生活保護受給者					(4,981)	(43.2%)	(71)	(1.4%)

## 契約終了件数

	令和元年度 累計		平成30年度 累計		R1-H30年度比	
	増減	増減率	増減	増減率	増減	増減率
終了件数	10,499		10,225		274	3%

## 実利用者数

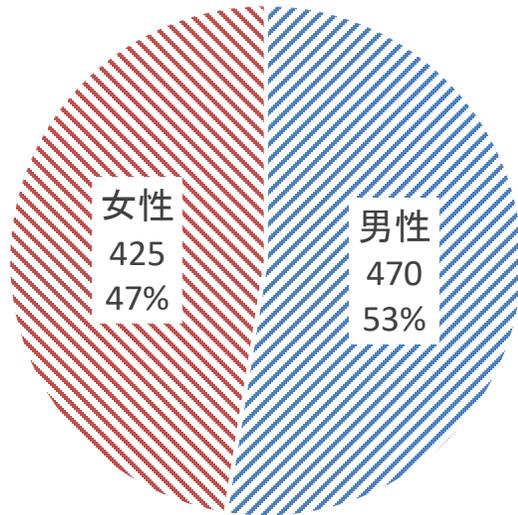
	令和元年度 累計		平成30年度 累計		R1-H30年度比	
	増減	増減率	増減	増減率	増減	増減率
現在の契約件数	55,717	100.0%	54,797	100.0%	920	1.7%
認知症高齢者等	22,892	41.1%	23,154	42.3%	▲ 262	▲ 1.1%
知的障害者等	13,579	24.4%	13,143	24.0%	436	3.3%
精神障害者等	16,193	29.1%	15,558	28.4%	635	4.1%
その他	3,053	5.5%	2,942	5.4%	111	3.8%

日常生活自立支援事業月次状況調査(全社協)

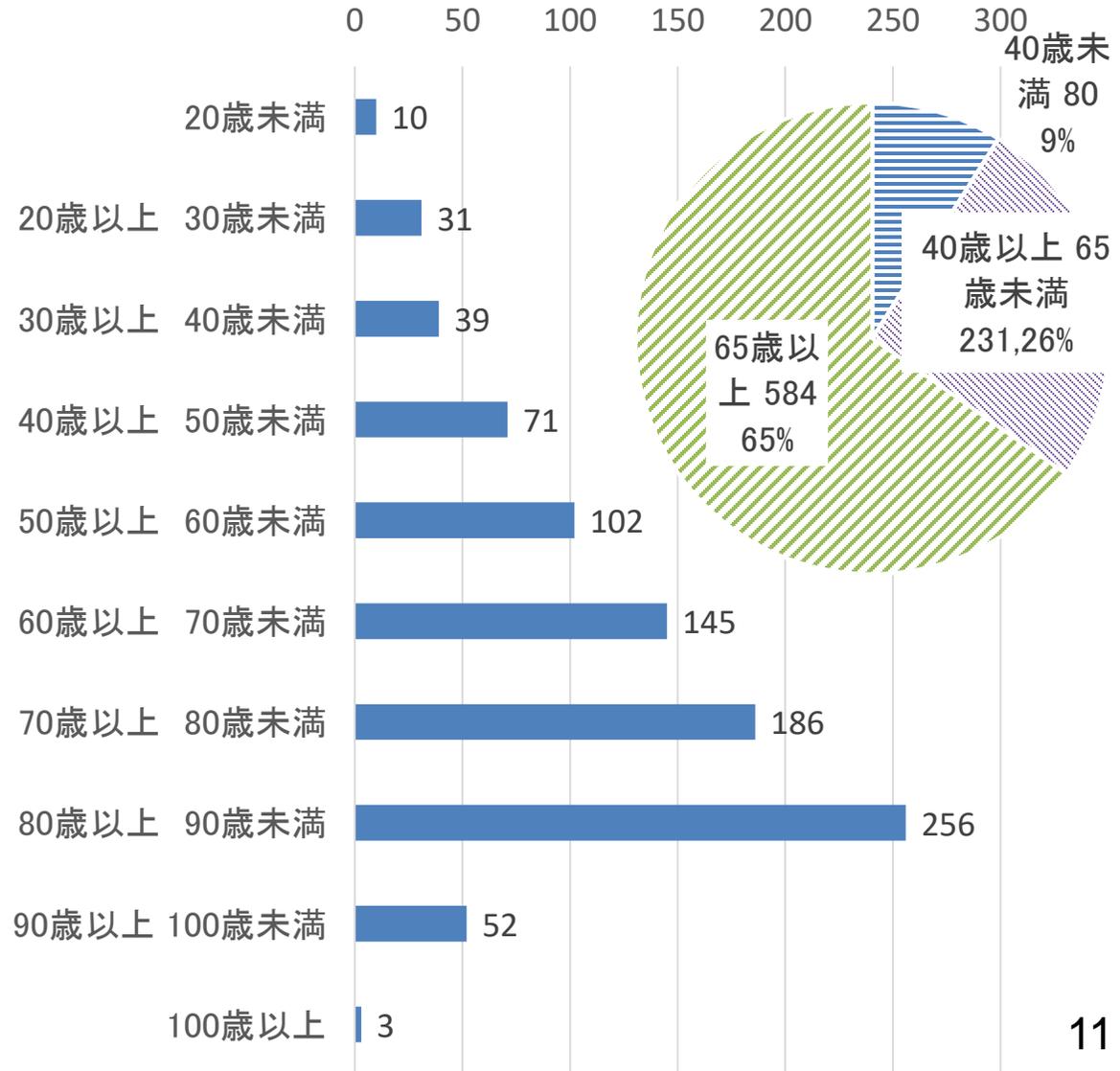
# 7. 新規契約者・契約終了者等の状況

新規利用契約者調査(全社協調 N=895 (令和2年7月分))

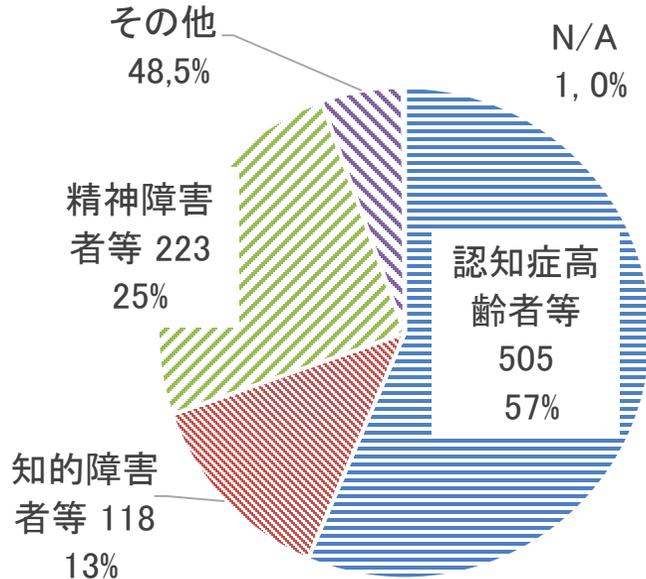
性別



年齢

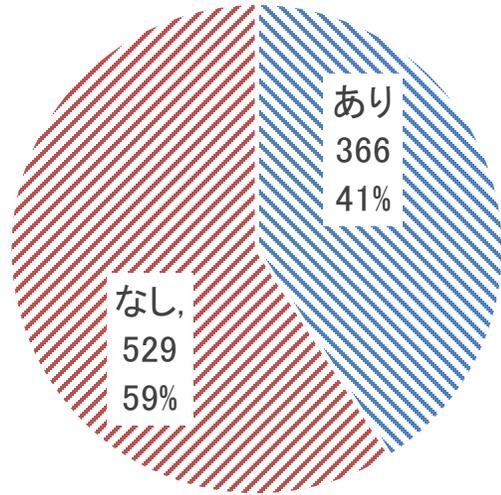


障害種別

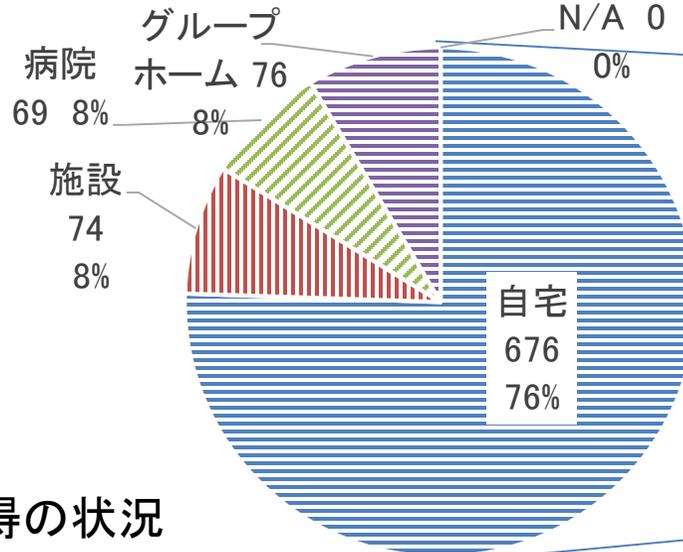


# 新規利用契約者調査(全社協調 N=895 (令和2年7月分))

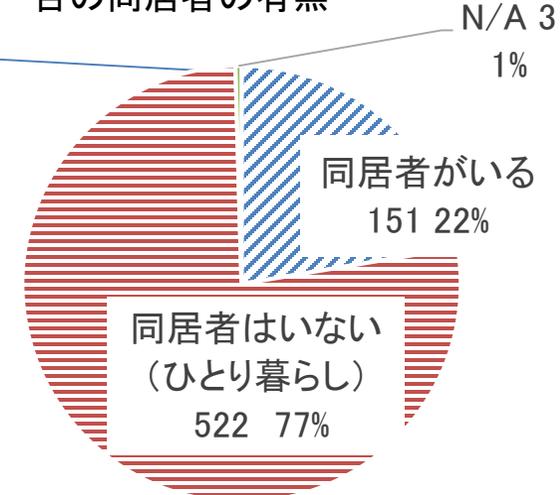
## 生活保護費の受給



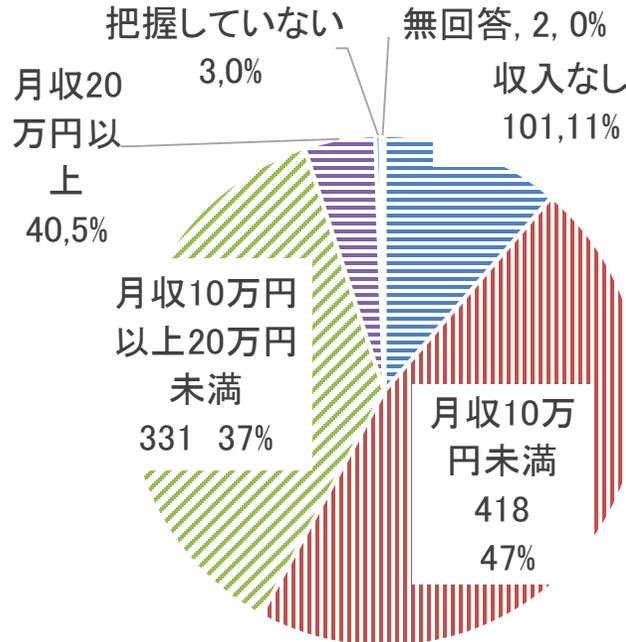
## 契約時の居住場所



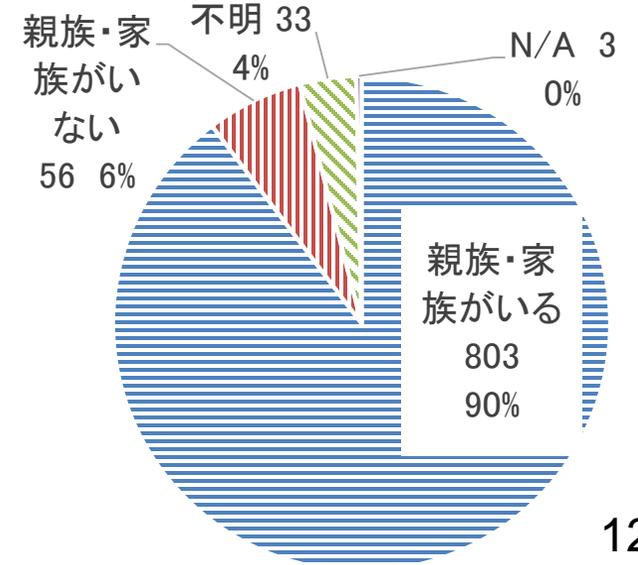
## 契約時の居住場所が自宅の場合の同居者の有無



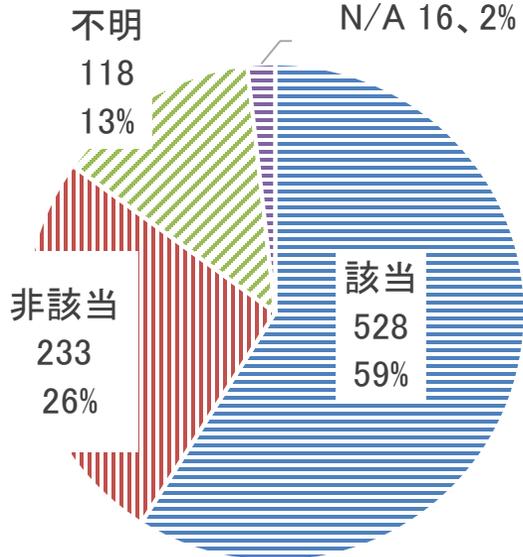
## 所得の状況



## 親族・家族の状況(4親等以内)



## 住民税非課税対象





# 新規利用契約者調査(全社協調 N=895 (令和2年7月分))

◆新規契約者がこれまで滞納してきた公共料金等  
 ◎契約時点で滞納があった人数:264名(契約者全体の29.5%)  
 ◎これまで滞納していた額の小計:170,737,253円

◆新規契約者がこれまで滞納していた公共料金等の毎月の返済計画  
 ◎毎月の返済計画がある利用者数 199名(契約者全体の22.2%)  
 ◎1か月あたりの返済金額合計 8,660,608円

滞納者の  
3/4

## 新規契約者がこれまで滞納してきた公共料金等と毎月の返済計画

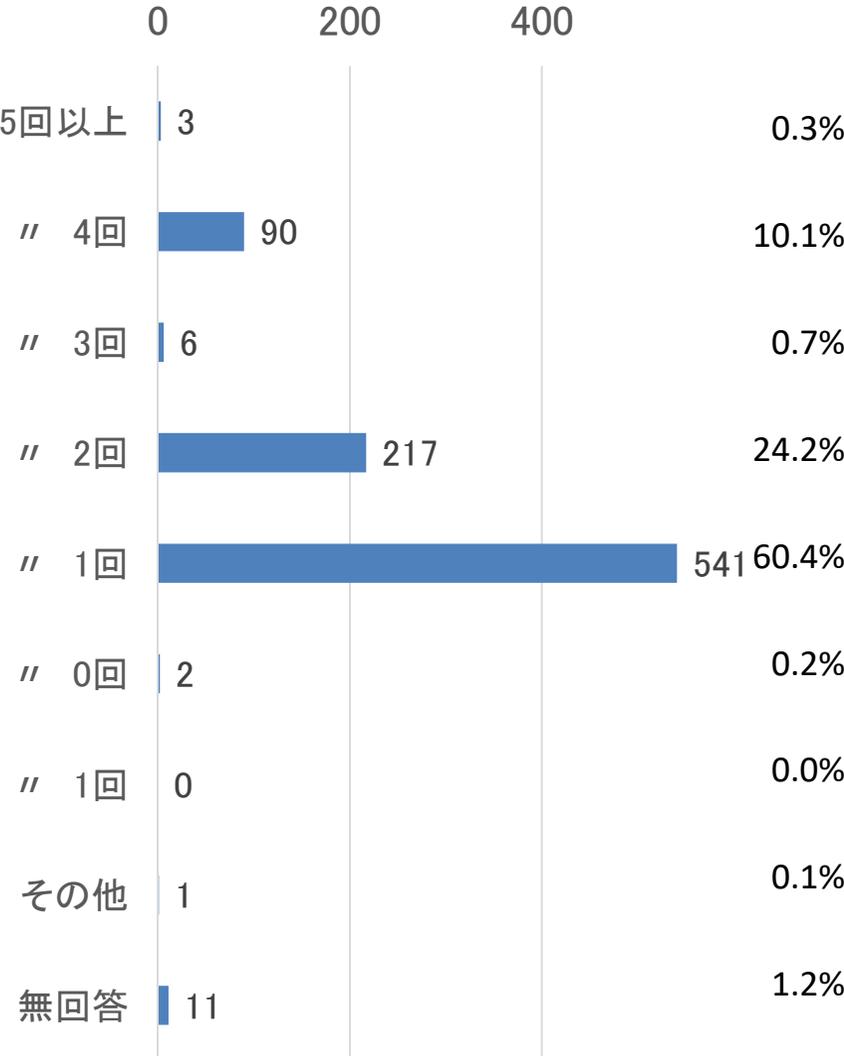
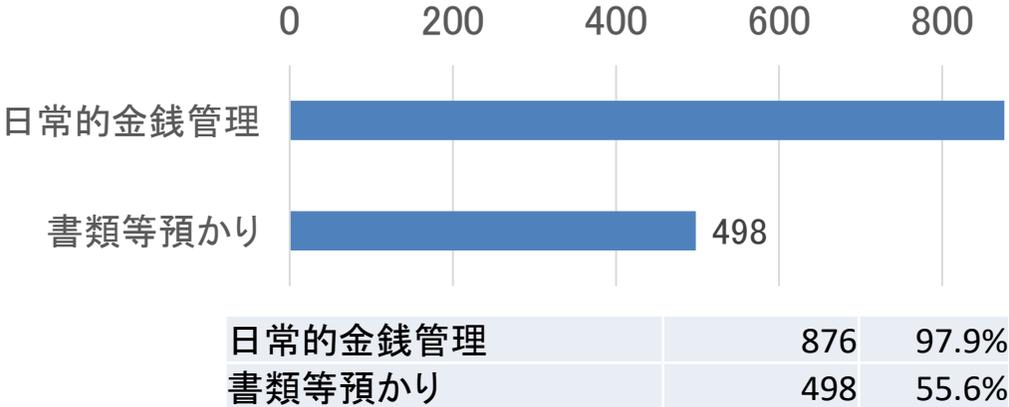
内容	滞 納			返 済		
	金額	該当者数	一人当たり平均	金額	該当者数	一人当たり平均
電気料金	713,013円	49名	14,551円	194,007円	38名	5,105円
水道料金	2,186,322円	46名	47,529円	122,358円	28名	4,370円
ガス代	1,314,759円	33名	39,841円	142,482円	29名	4,913円
介護保険料	1,903,955円	17名	111,997円	77,313円	12名	6,443円
国民健康保険料	4,938,586円	39名	126,630円	50,790円	8名	6,349円
生活保護返還金	30,771,692円	26名	1,183,527円	205,271円	26名	7,895円
その他税金(固定資産税・県民税・軽自動車税等)	5,120,215円	44名	116,369円	94,900円	11名	8,627円
NHK等(TV)受信料	1,309,475円	17名	77,028円	46,485円	8名	5,811円
カードローン	43,276,534円	50名	865,531円	531,109円	25名	21,244円
医療費	1,650,521円	17名	97,089円	163,396円	14名	11,671円
入院費	7,315,922円	32名	228,623円	1,123,734円	32名	35,117円
家賃	14,053,590円	57名	246,554円	553,240円	42名	13,172円
携帯電話利用料	3,581,768円	45名	79,595円	213,311円	22名	9,696円
電話代	171,560円	17名	10,092円	33,613円	8名	4,202円
施設利用料	6,033,771円	24名	251,407円	885,862円	29名	30,547円
新聞代	76,313円	6名	12,719円	14,800円	3名	4,933円
その他	46,253,857円	108名	428,276円	1,056,871円	77名	13,726円



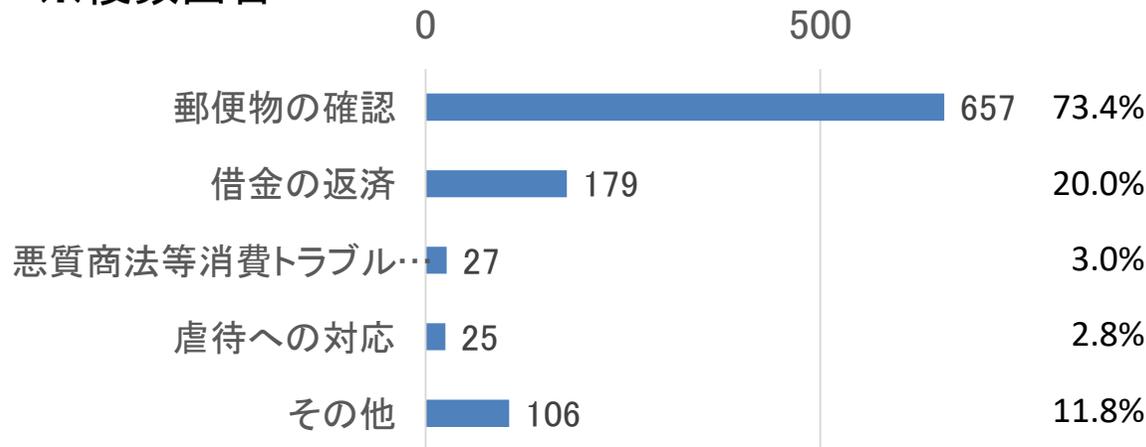
# 新規利用契約者調査(全社協調 N=895 (令和2年7月分))

## 契約書および支援計画上に位置づけられたサービス ※複数回答

## 支援計画上の支援回数

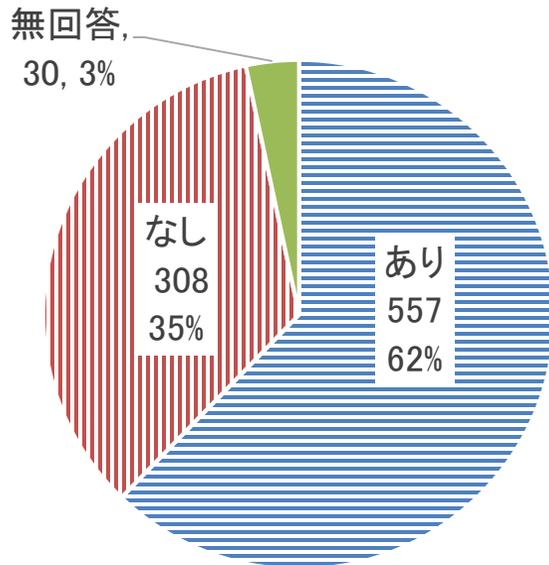


## 本事業に関連して支援する(した)内容 ※複数回答

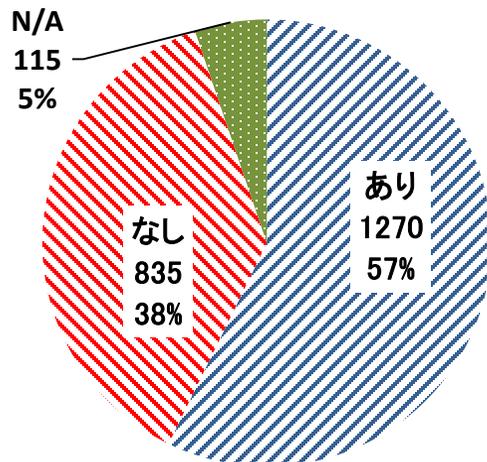




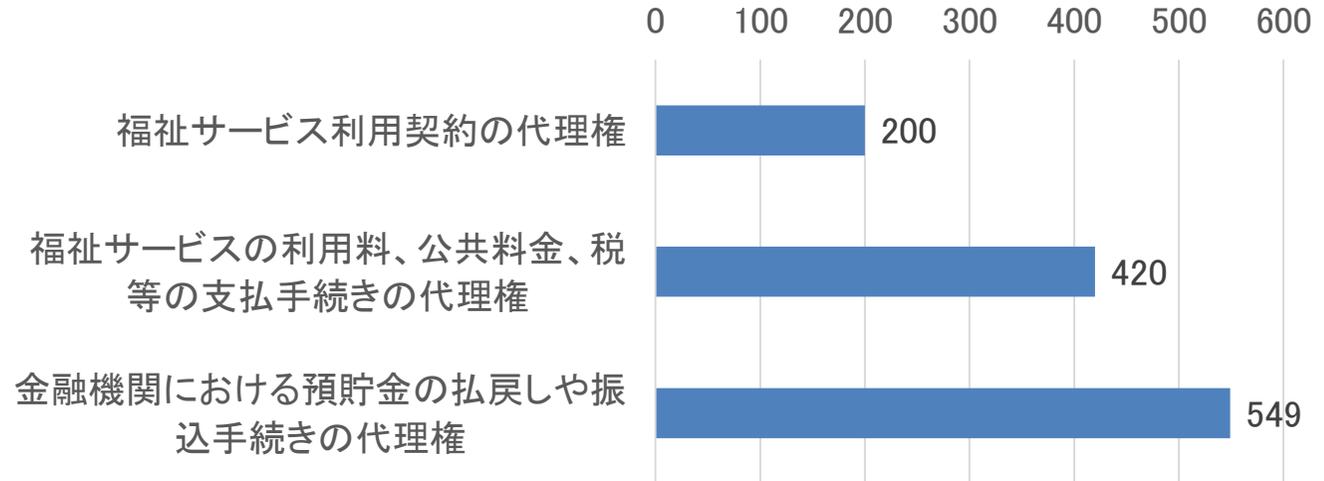
## 代理権(契約書第6条)の授与



参考 平成21年7~9月新規利用契約者



## 代理権の内容 ※複数回答 N=557



福祉サービス利用契約の代理権※	200	35.9%
福祉サービスの利用料、公共料金、税等の支払手続きの代理権	420	75.4%
金融機関における預貯金の払戻しや振込手続きの代理権	549	98.6%

※福祉サービス利用契約の代理権を設定している基幹的社協は、前回調査(H30年7月調査)では全体の58.5%を占めていた。

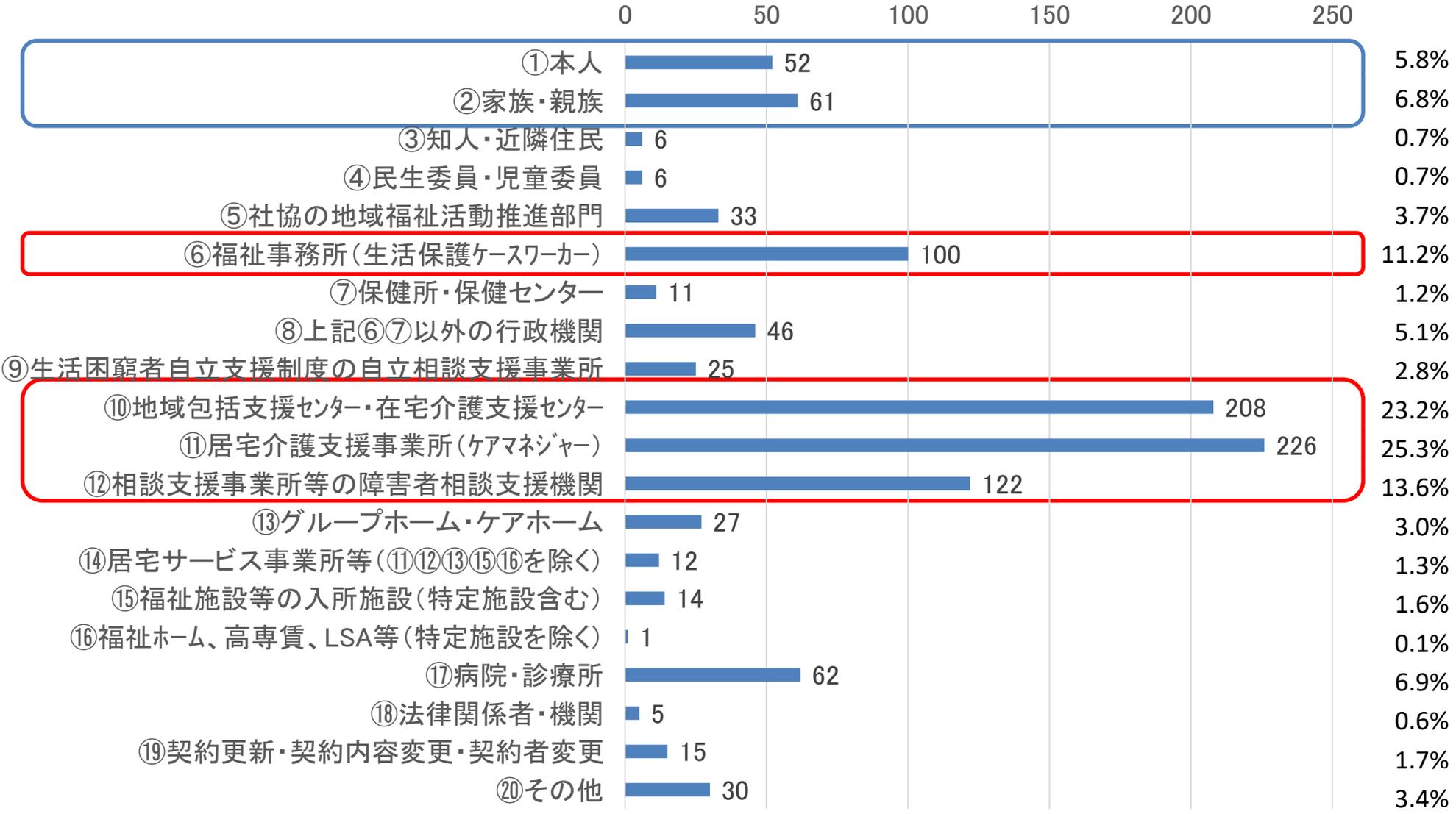
本事業では代理権の範囲を限定していることや、障害者権利条約を踏まえて代理・代行決定から意思決定支援への転換が求められていることなどに鑑み、必要な場合のみ適切に代理権が設定されるようにしていくことが求められていた。

このため本会では、全社協マニュアルの標準契約書第6条第1項第1号「次の福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き」を削除し、必要な場合のみ記載する例示とすることとした。(令和元年9月26日付全社地発第328号 都道府県・指定都市社宛「日常生活自立支援事業にかかる標準契約書の変更について」参照)。

# 新規利用契約者調査(全社協調 N=895 (令和2年7月分))



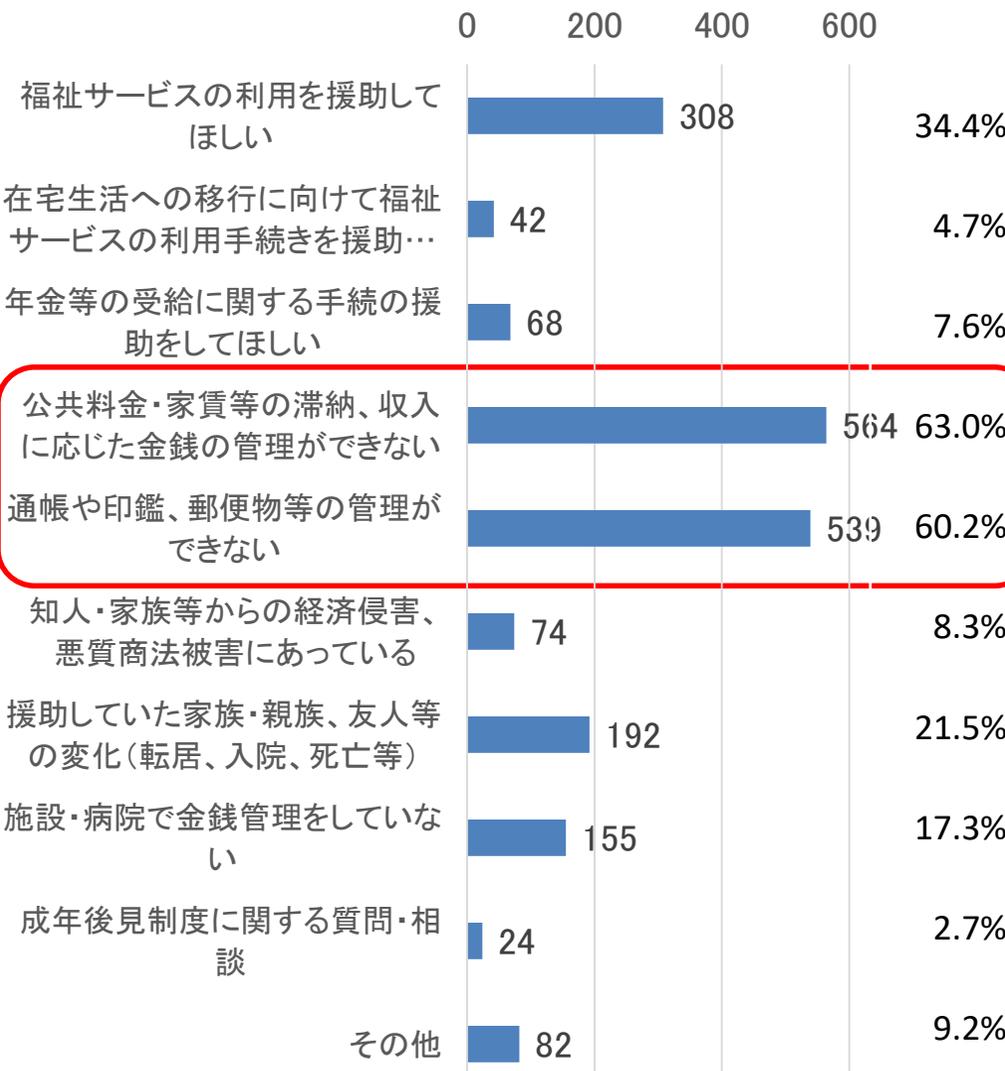
## 初回の相談者・機関 ※複数回答



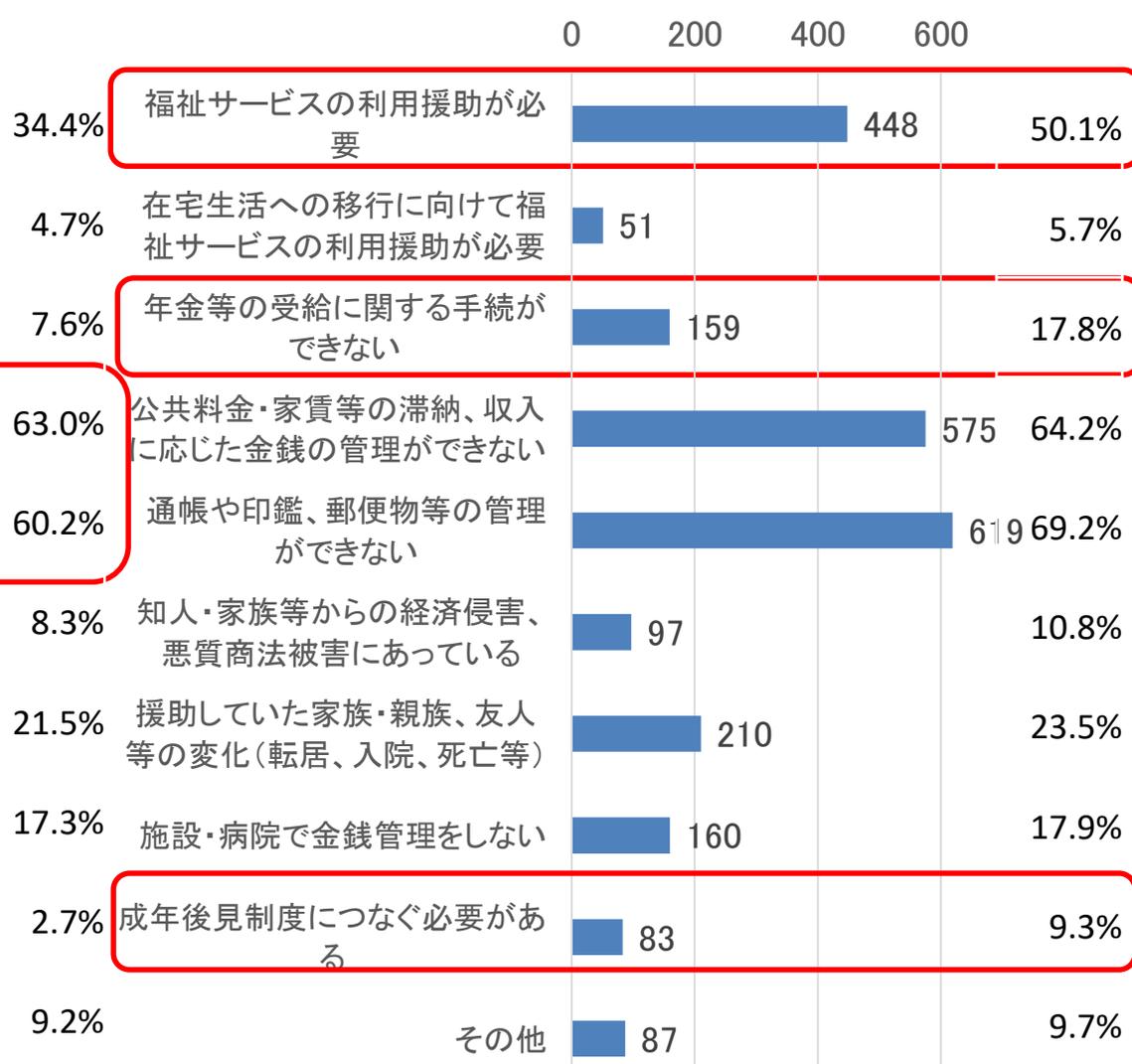
# 新規利用契約者調査(全社協調 N=895 (令和2年7月分))



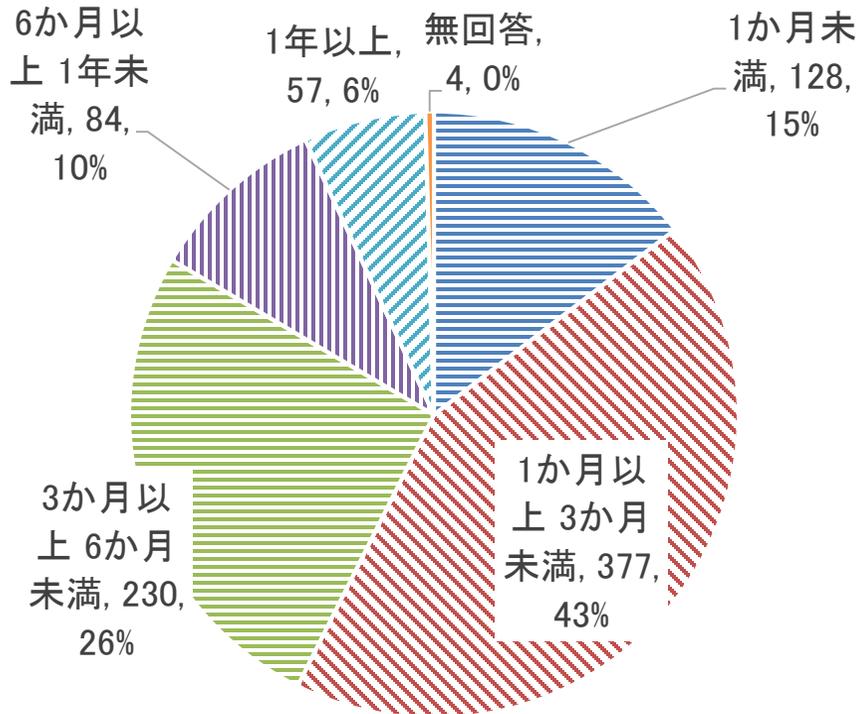
## 初回相談時の主な相談内容 ※ 複数回答



## 初回相談から契約までに専門員側から見えてきた課題 ※複数回答



## 初回相談から契約までにかかった期間



※「初回の相談者・機関」にて「⑩契約更新・契約内容変更・契約者変更」以外の回答を対象に集計(15件未回答)

## 利用者の特徴

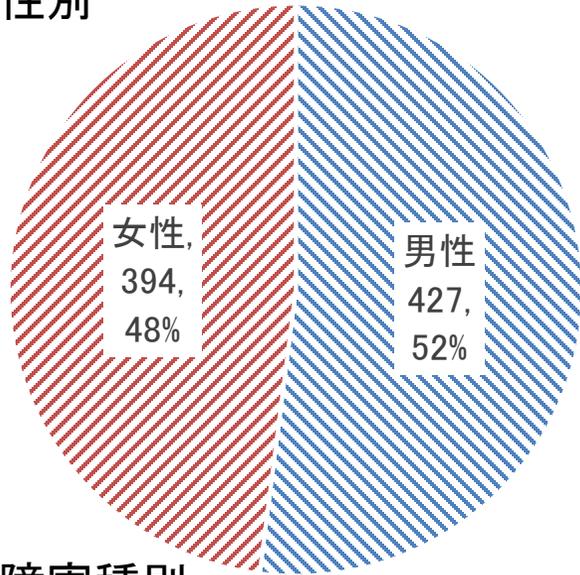
- 本人に(日常生活自立支援事業を含め)サービスの必要性について自覚がない
- 本人との信頼関係の醸成に時間がかかる  
(相談経緯は、本人や家族などからは限られており、ほとんどが居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、行政等の関係機関から)
- サービス内容や利用料金に対する合意が得られない
- 家族・親族や知人が反対している
- 契約準備を進めているうちに入院してしまった



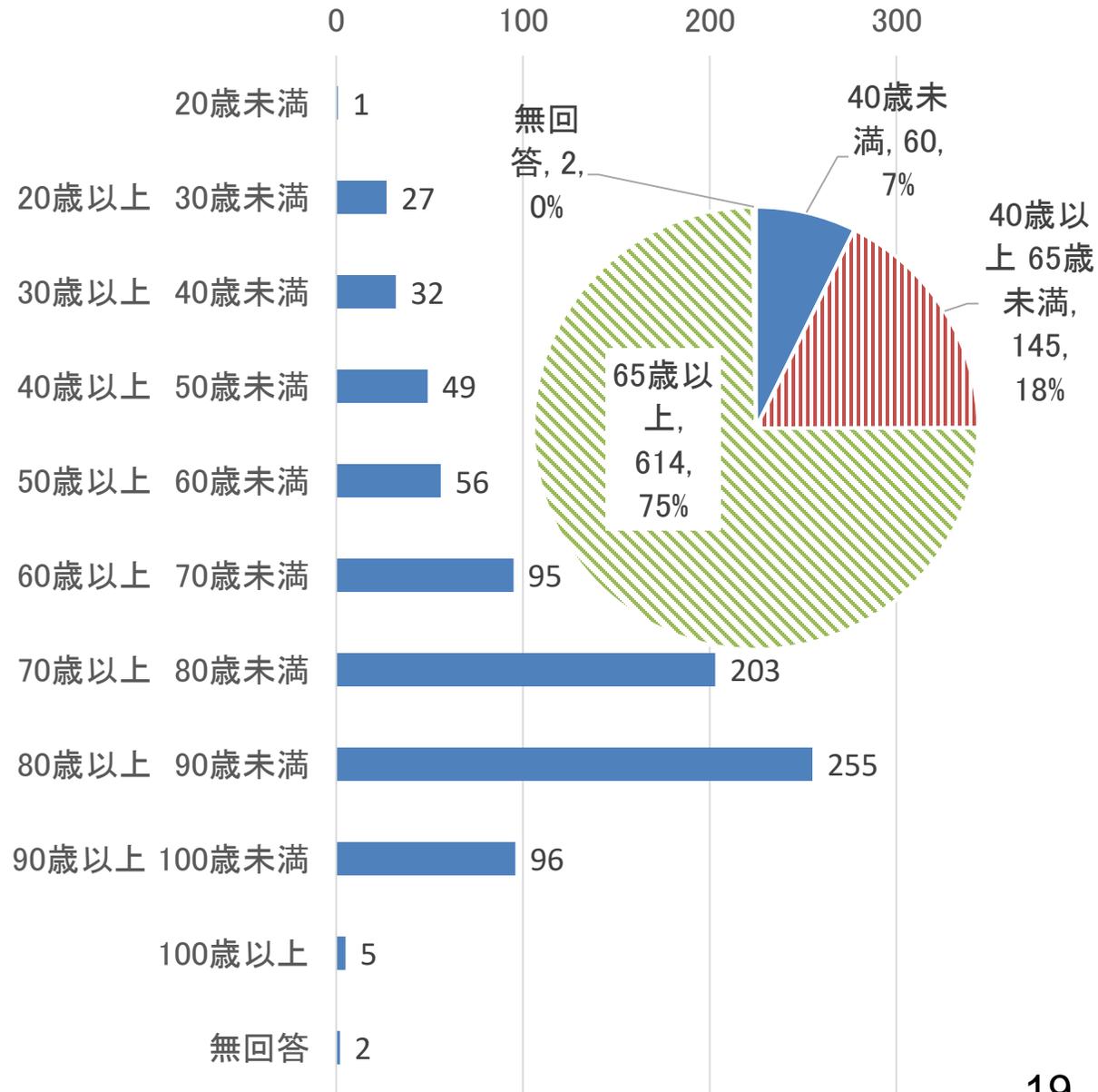
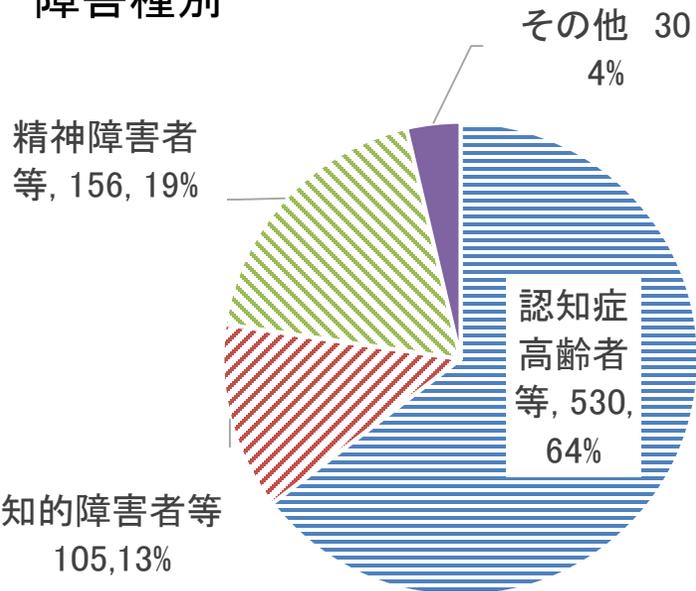
契約までに時間がかかる

# 契約終了者調査(全社協調 N=821 (令和2年7月分))

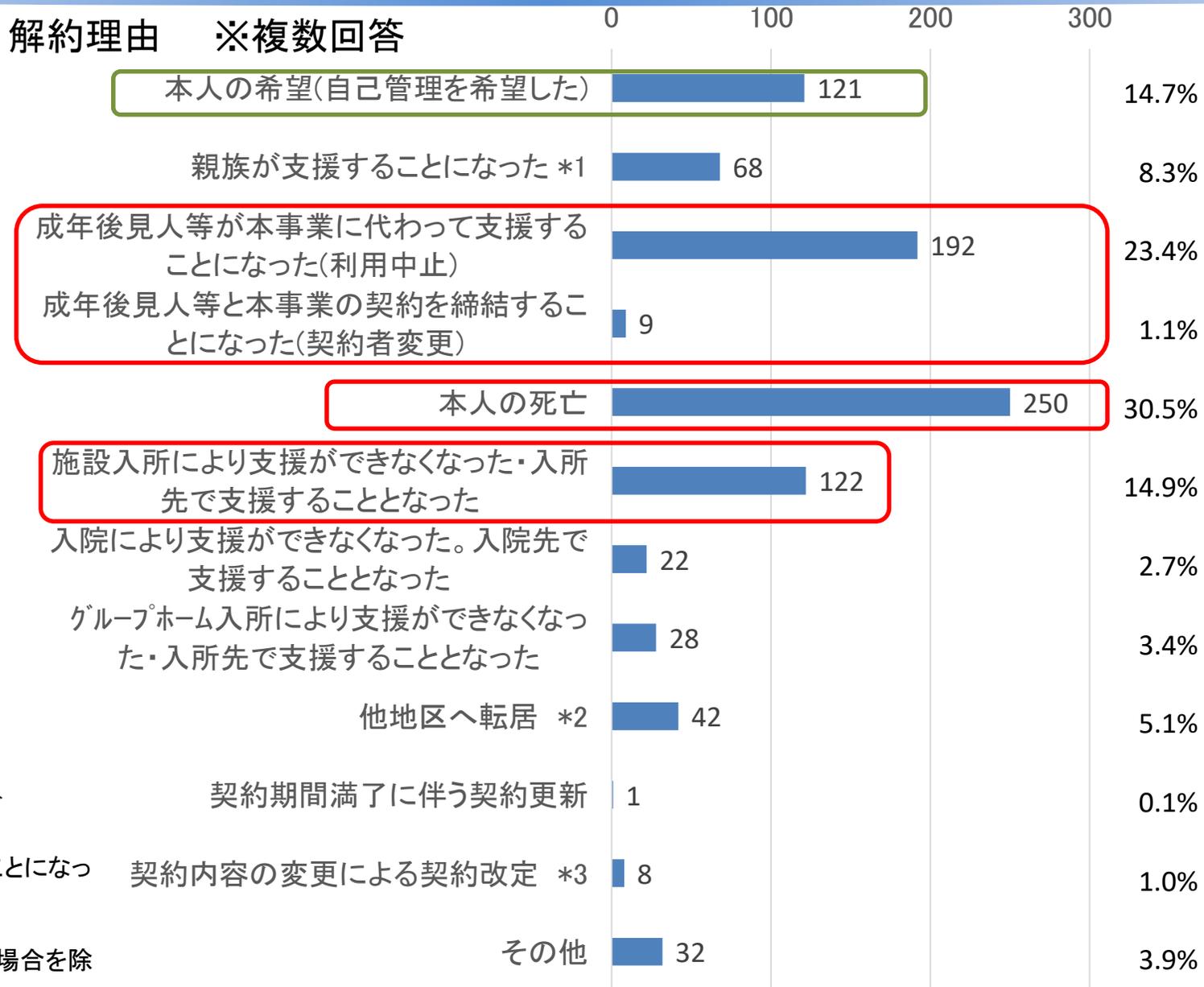
## 性別



## 障害種別

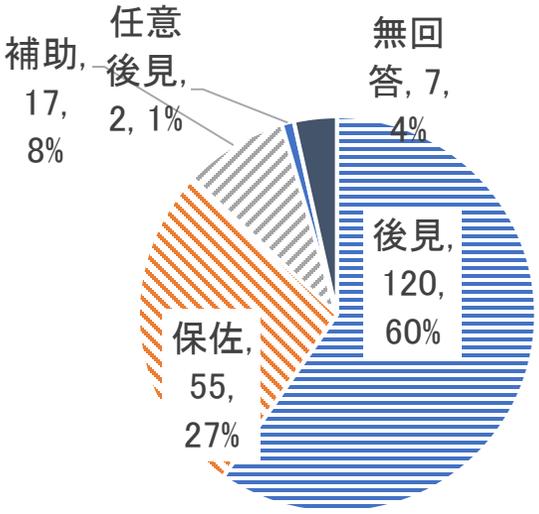


# 契約終了者調査(全社協調 N=821 (令和2年7月分))



# 契約終了者調査(全社協調 N=821 (令和2年7月分))

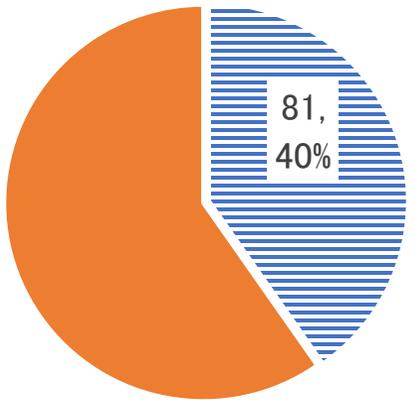
(解約時に成年後見人等が選任されている場合)利用者の後見類型 N=201



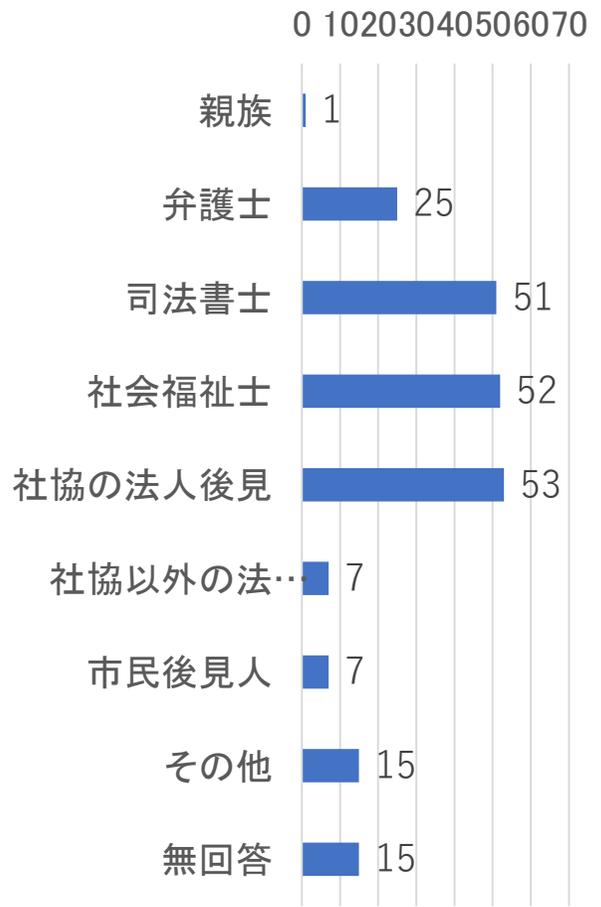
【参考終局区分別件数(後見類型別認容件数)  
「成年後見関係事件の概況(令和2年1月～令和2年12月)」(最高裁判所事務総局家庭局)

認容件数合計	36,804	100%
後見 開始	25,029	68%
保佐開始	7,076	19%
補助 開始	2,415	7%
任意後見監督人選任	612	2%

本事業で申立て支援や後見人候補者の選定の支援を行った N=201



((解約時に成年後見人等が選任されている場合)後見人等の受任者(複数後見あり) N=201



# 日常生活自立支援事業の今後の方向性と取り組み課題

平成30年度日常生活自立支援事業実態調査報告書(概要)



## 事業が果たしている役割

- ①本人の意思決定を支援する役割
- ②複合的な生活課題を解決し、権利擁護を図る役割
- ③権利擁護支援への入り口としての役割
- ④地域のネットワークをつくる役割

一層の  
強化・推進



## 今後の方向性

### ①成年後見制度利用促進との一体的な展開

・成年後見制度との連続性を高め、一体的に展開することにより地域における総合的な権利擁護体制の構築を図る。

### ②地域共生社会に向けた包括的支援体制との連動

・地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備の中に権利擁護の課題への取り組みを位置づける。

### ③事業実施主体のあり方

・①、②の動きとあわせ、市町村が主体となって日常生活自立支援事業を実施していくことを含め、事業実施主体のあり方について検討を行う。

## 取り組み課題

### 専門員の体制強化

- ・ニーズに応じた配置の充実
- ・複数配置、チーム体制の確保
- ・専門員のバックアップ体制、研修

### 成年後見制度への移行・連携

- ・利用者の状況に応じて適切な制度利用を進める
- ・市町村長申立ての活用
- ・後見等の受け皿確保(法人後見、市民後見人)

### 生活支援員の確保、活動支援

- ・活動のバックアップ体制
- ・常駐型生活支援員の配置など多様な形態
- ・市民後見人養成と連動した人材確保、養成

### 生活保護受給者への適切な支援

- ・ケースワーカーとの連携、役割分担
- ・生活保護受給者の利用料補助の確保

### 関係機関との連携

- ・本事業の目的等の理解促進
- ・ケース会議を通じた支援方針等の共有

### 権利擁護に関する取り組みの拡充

- ・任意後見に関する相談・支援、入所・入院に際しての支援、終活、死後事務、居住に関する支援等の取り組み拡充

### 運営財源の確保、市町村との関わり

- ・成年後見制度利用促進とあわせて、市町村行政の関わりを広げる。
- ・事業の効果を伝え、財政負担を求めていく。

### 業務の効率化と不正防止の取り組み強化

- ・事務の効率化、簡素化
- ・市町村社協における内部けん制及び都道府県・指定都市社協による業務監督の強化